

令和4年度第9回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月1日（水）
午前10時開会、午前10時35分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室
- 3 出席者 ・ 委員 御園豊委員長、山口貴一職務代理
小尾明委員、岡田康正委員（欠席委員なし）
・ 事務局 森事務局長、篠原副主幹、高品主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員5人、傍聴人数なし

5 議題

日程第1 会議録署名人の指名について

山口委員とする。

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

① 説明

御園委員長）事務局に説明を求める。

篠原副主幹）内容は資料のとおりで、令和4年12月1日現在の選挙時登録者数54,059人に対し、登録者が579人、抹消者が565人で、今回登録者数は14人増の54,073人となっております。

② 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて

① 説明

御園委員長）事務局に説明を求める。

篠原副主幹）内容は資料のとおりで、この者については、平成28

年6月22日の選挙管理委員会において承認され、在外選挙人名簿に登録されておりましたが、令和4年8月30日に住民票が国内の市区町村に新たに作成されたことから、公職選挙法第30条の10第1項の規定により、その旨表示していました。

今回は、この者が、住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後4か月を経過するに至ったことから、公職選挙法第30条の11第2項の規定により本日抹消するものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第3号 登録の移替えの延期を定めることについて

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

篠原副主幹) 公職選挙法施行令第17条の規定により、住所・投票区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が終わる日の前60日からその選挙期日までは、移し替えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっております。

今回の千葉県議会議員一般選挙ですと任期が4月29日であり、その60日前の2月28日から選挙期日の4月9日までは、移し替えを延期することが出来ます。

しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければならないため、短い期間であるほうが利便性は向上します。

本選挙では、入場券の作成を3月7日までの情報で行うことから、それ以降は移し替えをしないこととし、令和5年3月7日から令和5年4月9日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

- 議案第4号 投票所の決定について
- 議案第5号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第6号 期日前投票所の決定について
- 議案第7号 期日前投票所開閉時刻の繰り上げについて
- 議案第8号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第9号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第10号 不在者投票記載場所及び時間の決定について
- 議案第11号 国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は郵送開始期日について
- 議案第12号 特例郵便等投票用紙等の公示日前における郵送開始期日について
- 議案第13号 開票の場所及び日時の決定について
- 議案第14号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第15号 ポスター掲示場の設置場所の決定について
- 議案第16号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- 議案第17号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について
- 議案第18号 袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長の執務場所の決定について

①説明

御園委員長) 議案第4号から18号まで、千葉県議会議員一般選挙に関するものであり、事務局より一括での説明を求める。

篠原副主幹) 選挙時に議決の必要な議案第4号から議案第18号について、資料に基づき一括で説明

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第19号 任期満了による袖ヶ浦市長選挙及び袖ヶ浦市議会議員
補欠選挙の選挙期日について

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

篠原副主幹) 令和5年11月22日の任期満了に伴う袖ヶ浦市長選挙については、公職選挙法第33条の規定により、その任期が終わる日前30日以内に選挙を行うこととされており、その間の日曜日は10月29日、11月5日、12日、19日となります。

前回の市長選は、11月10日に執行しました。

今回の選挙については、事務局としては、11月あたりに開催される公民館まつりの日程、文化の日を含む3連休、任期満了までの期間を勘案すると、11月5日は3連休の最終日となること、11月19日は任期満了までの期間が短いことから、11月12日を提案いたします。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・次回選挙管理委員会の予定について